

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書

松阪市長（以下「甲」という。）と三重県松阪警察署長（以下「乙」という。）とは、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に基づき、松阪市が締結する契約等から暴力団等の排除を実現するために、下記に定める事項について合意し、相互の立場を尊重しつつ最大限の協力を行うものとする。

記

（趣旨）

第1条 この協定は、本市の締結する契約等から暴力団等を排除するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（契約等の入札参加対象からの排除）

第2条 甲及び乙は、入札参加資格者等の実態及び動向について情報の収集・交換に努めることとし、入札参加資格者等が松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年告示44号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）の別表第1に掲げるいずれかに該当すると疑義が生じたときは、速やかに相互の担当者間で当該事案について協議を行うものとする。

2 甲は、前項の協議の結果、必要があると判断をしたときは、乙に対し様式第1号により当該事案についての事実確認の調査を求めることができるものとする。

3 乙は、前項の照会に対し、当該事実について調査のうえ、その結果を様式第2号により回答するものとする。

4 甲は、前3項の結果、当該入札参加資格者等が暴力団等排除措置要綱の別表第1に掲げるいずれかに該当すると回答のあった者について、指名停止等の措置をとるものとする。

5 乙において、入札参加資格者等が暴力団関係者に該当すると認める事実を確認した場合は、甲に対し、速やかに様式第3号により通報することとする。甲は、この通報を受けて、指名停止等の措置をとるものとする。

（改善の確認）

第3条 甲は、暴力団等排除措置要綱の別表第1の第1号に該当するとして前条による措置をとった者については、当該措置期間の満了する1月前までに、乙に対し様式第4号により当該業者の措置を行った原因となった事実について改善の有無の確

認を求めるものとし、乙は調査のうえ、様式第5号により回答するものとする。なお、暴力団等排除措置要綱の別表第1の第2号以下の改善の有無の確認については、甲の判断により行うものとする。ただし、改善の有無の確認が難しい場合は、警察等関係行政機関と協議して確認に努めるものとする。

(契約等における資材購入等の排除)

第4条 甲及び乙は、暴力団等排除措置要綱の別表第2に掲げる資材会社等の実態及び動向について情報の収集・交換に努めることとし、当該資材会社等の役員等又は中小企業団体若しくは中小企業等協同組合の組合員が暴力団等である旨疑義が生じたときは、速やかに相互の担当者間で当該事案について協議を行うものとする。

2 甲は、前項の協議の結果、必要があると判断をしたときは、乙に対し様式第6号により当該事案についての事実確認の調査を求めることができるものとする。

3 乙は、前項の照会に対し、当該事実について調査のうえ、その結果を様式第7号により回答するものとする。

4 甲は、前3項の結果、当該資材会社等の役員等又は中小企業団体若しくは中小企業等協同組合の組合員が暴力団等と認められたときは、暴力団等排除措置要綱第5条第2項の措置をとるものとする。

5 乙において、資材会社等の役員等又は中小企業団体若しくは中小企業等協同組合の組合員が暴力団等に該当すると認める事実を確認した場合は、甲に対し、速やかに様式第8号により通報することとする。甲は、この通報を受けて、暴力団等排除措置要綱第5条第2項の措置をとるものとする。

(不当介入に対する措置)

第5条 甲は、契約等において受注者が暴力団等による不当介入を受けた場合、当該受注者に対し、乙に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び発注者に報告を行うことを義務付けるとともに、これらを怠った場合、指名停止等の措置を講じるものとする。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けた受注者からの通報を受けたときは、様式第9号により、速やかに発注者に通知するものとする。

3 発注者が暴力団等による不当介入を受けた受注者から報告を受けたときは、様式第10号により、甲は速やかに乙に通知するものとする。また、甲は前項の乙からの通知を受けて不当介入が確認できなかったときは、様式第10号にその様

式のなお書きを加えて乙に通知するものとする。

4 乙は、暴力団等による不当介入を受けた受注者が、警察への通報等及び発注者への報告をしたときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に基づく行政命令の発出及び当該受注者、発注者の職員等関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

5 乙は、前項の対応状況について、甲及び受注者に対し適時連絡するものとする。

6 乙は、受注者が契約等において暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、様式第 1 1 号により、速やかに甲に通報するものとする。

（その他）

第 6 条 甲は、本協定書に基づき指名停止等の措置を行ったときは、乙に対し、速やかにその旨を知らせるものとする。

2 甲は、本協定書に基づき指名停止等の措置を行った後における当該業者からの問い合わせ等のトラブルが生じたときは、その解決のための協力を乙に要請できるものとする。

3 甲及び乙は、相互の了解なくして、提供された情報を他に漏らしてはならない。

（定めのない事項等）

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が各自1通ずつを保有するものとする。

平成20年 4月21日

甲 松阪市長

下 村 猛

乙 三重県松阪警察署長

永 田 薫

様式第1号（第2条関係）

松契第 号
平成 年 月 日

三重県松阪警察署長 あて

松阪市長 印

入札参加資格者等の調査について（照会）

下記の入札参加資格者等（入札参加資格者等の役員等又は入札参加資格者等の経営に事実上参加している者を含む。）について、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の別表第1に掲げるいずれかに該当するとの疑義がありますので、その事実の有無を調査のうえ回答下さい。

記

照 会 書			
商号又は名称			
代 表 者			
所 在 地			
役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
照 会 事 項			
備 考	松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の別表第1の第 号に該当するか否か確認願います。		

様式第2号（第2条関係）

第 号
平成 年 月 日

松阪市長 あて

三重県松阪警察署長 印

入札参加資格者等の調査について（回答）

平成 年 月 日付松契第 号をもって照会のあったことについては、
調査の結果下記の事実が判明したので回答する。

記

回 答 書			
商号又は名称			
代 表 者			
所 在 地			
役 職 名	氏 名	生年月日	住 所
該 当 する 要件	A 松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の別表第1の第 号に該当する B 別表に掲げる事項には該当しない。		
備 考			

様式第3号（第2条関係）

第 号
平成 年 月 日

松阪市長 あて

三重県松阪警察署長 印

入札参加資格者等の通報について（通報）

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第2条第5項により、協定書に規定する暴力団関係者に該当する事実を確認しましたので通報します。

記

商号又は名称	
代 表 者	
所 在 地	
該当する要件	上記の者は、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の別表第1の第 号に該当する。

様式第4号(第3条関係)

松契第 号
平成 年 月 日

三重県松阪警察署長 へ

松阪市長 印

入札参加資格者等の指名停止後の状況について(照会)

このことについて、先に松阪市建設工事等指名(入札参加資格)停止措置要領に基づき、指名停止を行った下記の入札参加者等のその後の状況について調査のうえ回答下さい。

記

商号又は名称	
代表者	
所在地	
指名停止期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
指名停止の原因となった事実	松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の別表第1の第1号に該当したことによる。
備考	

様式第5号(第3条関係)

第 号
平成 年 月 日

松阪市長 あて

三重県松阪警察署長 印

入札参加資格者等の指名停止後の状況について(回答)

平成 年 月 日付松契第 号をもって照会のあったことについて
は、調査の結果下記のとおり回答する。

記

商号又は名称	
代 表 者	
所 在 地	
指名停止期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
該当する要件	A 状況が改善されたと認められる。 B 状況に改善は認められない。 C 不明

様式第6号(第4条関係)

松契第 号
平成 年 月 日

三重県松阪警察署長 あて

松阪市長 印

契約等に係る資材会社等の調査について(照会)

下記の資材会社等の役員等又はその経営に事実上参加している者又は中小企業団体及び中小企業等協同組合の組合員が、暴力団又は暴力団関係者であるか否かについてご教示ください。

記

商号又は名称	
代 表 者	
所 在 地	
備 考	<ul style="list-style-type: none">・ 松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の別表第2の に該当する資材会社等で別表第3に記載のあるを販売しています。・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に定める産業廃棄物処理施設で を処理しています。

様式第7号(第4条関係)

第 号
平成 年 月 日

松阪市長 あて

三重県松阪警察署長 印

契約等に係る資材会社等の調査について(回答)

平成 年 月 日付松契第 号をもって照会のあったことについては、
調査の結果下記のとおり回答する。

記

商号又は名称	
代 表 者	
所 在 地	
備 考	上記の資材会社等の役員等又はその経営に事実上参加している者又は中小企業団体及び中小企業等協同組合の組合員の中には、暴力団又は暴力団関係者が ・ 含まれている。 ・ 含まれていない。

様式第 8 号（第 4 条関係）

第 号
平成 年 月 日

松阪市長 あて

三重県松阪警察署長 印

入札参加資格者等の通報について（通報）

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第 4 条第 5 項により、協定書に規定する暴力団関係者に該当する事実を確認しましたので通報します。

記

商号又は名称	
代 表 者	
所 在 地	
該当する要件	上記の者は、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の別表第 1 の第 号に該当する。

様式第9号（第5条関係）

松契第 号
年 月 日

松阪市長 あて

三重県松阪警察署長 印

松阪市が締結する契約等における暴力団員等による不当介入に関する通報の受理について（通知）

このことについて、受注者から本件契約において暴力団員等による不当介入について警察への通報等があったので、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第5条第2項に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙

		取扱警察	県	警察署	課
受注者	所在地	() -			
	名称				
	代表者等	() -			
不当介入に係る行為者	住所				
	氏名				
発生日時・場所	平成 年 月 日 時 分頃				
契約案件名	契約案件名				
受注者からの報告内容(不当介入の内容・被害報告)					
警察への通報状況	通報先署	県警察	警察署	課	
	通報日時	平成 年 月 日 時 分頃			

様式第10号（第5条関係）

松契第 号
年 月 日

三重県松阪警察署長 あて

松阪市長 印

松阪市が締結する契約等における暴力団員等による不当介入に対する受注者からの報告の受理について（通知）

このことについて、本件契約の受注者から報告があったので、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第5条第3項に基づき、別紙のとおり報告します。

< なお書き >

（松阪警察署からの通知について確認できなかった場合に以下を記載する。）

貴警察署からの通知について確認できなかったため、貴警察署において受注者からの通報等について状況をお知らせ下さい。

別紙

受注者	所在地	() -
	名称	
	代表者等	() -
不当介入に係る行為者	住所	
	氏名	
発生日時・場所	平成 年 月 日 時 分頃	
契約案件名	契約案件名	
受注者からの報告内容(不当介入の内容・被害報告)		
警察への通報状況	警察への通報	無 有
	通報先(警察署)	県警察 警察署 課
	通報日時	平成 年 月 日 時 分頃

様式第 1 1 号 (第 5 条関係)

松契第 号
年 月 日

松阪市長 あて

三重県松阪警察署長 印

松阪市が締結する契約等における暴力団員等による不当介入について受注者が警察への通報を怠ったと認められる事案について (通報)

このことについて、本件契約の受注者が、本件契約において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、三重県松阪警察署等への通報を怠ったと認められたため、松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱運用協定書第 5 条第 6 項に基づき、別紙のとおり通報します。

別紙

		取扱警察	県	警察署 課
受注者	所在地	() -		
	名称			
	代表者等	() -		
不当介入に係る行為者	住所			
	氏名			
発生日時・場所	平成 年 月 日 時 分頃			
契約案件名	契約案件名			
受注者からの通報、捜査上必要な協力を得られなかった事案（不当介入の内容・被害の状況）				
請負者の通報、捜査上必要な協力についての対応状況				